

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県規則第4号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（納付書等）</p> <p>第2条の2 条例第2条第1項第10号から第12号までの規定による納付書等は、次に定める様式によるものとする。</p> <p>（1） 条例第2条第1項第10号の納付書</p> <p>ア <u>普通徴収に係る場合 第1号様式、第1号様式の2その1、第1号様式の3及び第5号様式の2</u></p> <p>イ 略</p> <p>（2）及び（3） 略</p> <p>（自動車税の減免の取消し）</p> <p>第50条の19 略</p> <p><u>（自動車税の一括納付）</u></p> <p><u>第50条の20 条例第135条に規定する自動車税の納税義務者のうち知事が別に定める者は、自動車税を一括して納付することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により自動車税を一括して納付しようとする者は、知事が別に定めるところにより、所有する自動車の主たる定置場を所管する総合事務所長に申請しなければならない。</u></p> <p>様式目次</p> <p>1 通則関係</p> <p>第1号様式その1～第1号様式の3その9 略</p> <p>第1号様式の3その10 <u>納税通知書（自動車税（一括納付））</u></p>	<p>（納付書等）</p> <p>第2条の2 条例第2条第1項第10号から第12号までの規定による納付書等は、次に定める様式によるものとする。</p> <p>（1） 条例第2条第1項第10号の納付書</p> <p>ア 普通徴収に係る場合 第1号様式、第1号様式の3及び第5号様式の2</p> <p>イ 略</p> <p>（2）及び（3） 略</p> <p>（自動車税の減免の取消し）</p> <p>第50条の19 略</p> <p>様式目次</p> <p>1 通則関係</p> <p>第1号様式その1～第1号様式の3その9 略</p>

第1号様式の3その11 略  
第1号様式の3その12 略  
第1号様式の4その1～第1号様式の10 略  
2～13 略

第64号様式（第50条関係）

自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)	
証明書番号	第 号
自動車の所有者(使用者)	
略	
上記の自動車に係る自動車税は、滞納がないことを証明します。	
年 月 日	
鳥取県	総合事務所長 印

第1号様式の3その10 略  
第1号様式の3その11 略  
第1号様式の4その1～第1号様式の10 略  
2～13 略

第64号様式（第50条関係）

自動車税納税証明書 (継続検査用)	
証明書番号	第 号
自動車の所有者(使用者)	
略	
上記の自動車に係る自動車税は、滞納がないことを証明します。	
年 月 日	
鳥取県	総合事務所長 印

第64号様式の2（第50条関係）

(鳥取県) 自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)	
年度	
略	
上記の自動車に係る自動車税は、滞納がないことを証明します。	
鳥取県 総合事務所長 印	
本証明書の有効期限 年 月 日	
この証明書は車検又は構造等変更検査を受ける場合に必要となりますので自動車検査証と共に大切に保管してください。	
次のいずれかに該当するものは無効です。	
1～3 略	略
(納税者保管)	

第64号様式の2（第50条関係）

(鳥取県) 自動車税納税証明書 (継続検査用)	
年度	
略	
上記の自動車に係る自動車税は、滞納がないことを証明します。	
鳥取県 総合事務所長 印	
本証明書の有効期限 年 月 日	
この証明書がないと車検が受けられませんので自動車検査証と共に大切に保管してください。	
次のいずれかに該当するものは無効です。	
1～3 略	略
(納税者保管)	

第64号様式の3（第50条関係）

(鳥取県) 自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)	
年度	
略	
上記の自動車に係る自動車税は、滞納が	

第64号様式の3（第50条関係）

(鳥取県) 自動車税納税証明書 (継続検査用)	
年度	
略	
上記の自動車に係る自動車税は、滞納が	

<p>ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">鳥取県 総合事務所長 印</p> <p>本証明書の有効期限 年 月 日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>この証明書は車検又は構造等変更検査を受ける場合に必要となりますので自動車検査証と共に大切に保管してください。</p> </div> <p>次のいずれかに該当するものは無効です。</p> <p>1 及び 2 略</p>	<p>ないことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">鳥取県 総合事務所長 印</p> <p>本証明書の有効期限 年 月 日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>この証明書がないと車検が受けられませんので自動車検査証と共に大切に保管してください。</p> </div> <p>次のいずれかに該当するものは無効です。</p> <p>1 及び 2 略</p>
---	---

第2条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式の2その1（表面）備考中「別に定める方法により」を「別に定めるところにより別の定める県税を」に定める。

第1号様式の3その11を第1号様式の3その12とし、第1号様式の3その10を第1号様式の3その11とし、第1号様式の3その9の次に次の1様式を加える。

第1号様式の3その10（第2条の2関係）

（表面）

自動車税納税通知書（一括納付用）		年 月 日
<p>（納税義務者）</p> <p>住所又は所在地</p> <p>氏名又は名称 様</p>		
鳥取県 総合事務所長 印		
年度	税額	円
自動車税	登録番号	別紙内訳書のとおり
	納税番号	別紙内訳書のとおり
	納期限	年 月 日
<p>上記の金額を納期限までに同封の納付書により納付してください。</p> <p style="text-align: right;">裏面をお読みください。</p>		

（備考） この納税通知書は、課税の対象となる自動車を100台以上所有する納税義務者のうち一括納付を希望するものに対する通知に使用すること。

(裏面)

課税の根拠

この自動車税は、地方税法第145条及び鳥取県税条例第135条の規定によって課せられたものです。

延滞金

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合)の割合で計算した額の延滞金を徴収します。

お知らせ

1 賦課に不服がある場合について

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 滞納処分について

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。

納付場所

鳥取県指定金融機関

鳥取県指定代理金融機関

鳥取県収納代理金融機関

各総合事務所県税局

別紙

年度 自動車税納税通知書(一括納付用)内訳書

納税義務者	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
登録番号	納税番号	税額(税率)	登録番号	納税番号	税額(税率)

納期限	年 月 日	計	
		合計	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第64号様式、第64号様式の2及び第64号様式の3の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。